平成 23 年 10 月号



## 特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

連絡先: 〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎2-7-32 TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719

E-mail: <u>harasr@agate.plala.or.jp</u>

URL: <a href="http://www.harasr.com/">http://www.harasr.com/</a>

# トラブルが増加している「定年後の再雇用」

◆多岐にわたるトラブル内 容

定年後の再雇用(継続雇用)をめぐるトラブルが増えているようです。

トラブルの内容は「再雇用 基準の有効性」「再雇用の有 無」「再雇用の更新基準」「再 雇用後の雇止め」など、多岐 にわたります。

◆65 歳までの雇用確保措置 2006 年に施行された「改正高年齢者雇用安定法」では、従業員の 65 歳までの雇用確保措置について、(1)定年制の廃止、(2)定年年齢の引上げ、(3)継続雇用制度の導入のいずれかを義務化(ただし暫定措置等あり)しました。

そして多くの企業では、 (3)の継続雇用制度のうち 「再雇用制度」の導入を選択 しているのが実状です。

◆裁判例は「労働者有利」の 傾向に

前記の通り、「再雇用基準の 有効性」「再雇用の有無」「再 雇用の更新基準」「再雇用後 の雇止め」をめぐるトラ ブルが増えていますが、近 年、労働者側に有利な裁判所 の判決が相次いで出されて います。

昨年2月、再雇用制度の導入に必要な労使協定が存在しなかったことなどから、「制度導入を定める就業規則は手続要件を欠いており無効」と判断され、労働者としての地位が確認され、賃金の支払いが会社側に命じられたケースがありました(横浜地裁川崎支部)。

昨年3月には、会社側の一方的な再雇用の拒否が違法であると判断され、会社側に550万円の支払いが命じられています(札幌地裁)。

◆気持ちよく働いてもらう ために

再雇用制度を導入する場合、 法律に違反するものと判断 されないよう十分な注意を 払うことは当然ですが、それ とともに、高年齢者の方に気 持ち良く働いてもらいため の制度設計・賃金設計や環境 づくりも必要となります。

メンタルヘルス対策 強化の動き 増加する職場での ストレス 厳しい労働環境で仕事の ストレスが増え、精神疾患を 抱える社員の対策が急務に なっています。

昨年、独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)が企業にメンタルヘルスに問題がある社員を抱えているかを調べたところ、57%が「いる」と答え、業種別では「医療・福祉」(77%)と「情報通信業」(73%)が全体の平均を大きく上回りました。

#### ◆企業の様々な取組み

通信大手の企業では、産業 カウンセラーなどの資格を 有する一般社員が悩みを聞 く独自の「サポーター制度」 を導入しました。

社員からすれば産業医や 専門カウンセラーは敷居が 高く、気軽に相談しづらいこ ともありますが、このサポ、このサポ が "第二の上司"として りば "第二の上司"として倒 りなメンタル面での面倒を みます。結果として、社員 は増えても休職者数は 横ばいにとどまっているそ うです。

最もストレス度が高いとされる医療・福祉業界のある大 手企業でも、今年から外部 委託のメンタルヘルスサービスの内容を切り替え、約9,000人の社員は無制限で電話でカウンセラーに相談できるようにしたそうです。

#### ◆法改正の動向

厚生労働省は現在、ストレスを抱える社員に対する面接指導などを義務付けるように法制化を準備しているようです。

定期健康診断の際に「ひどく疲れた」「憂鬱だ」といった簡易なストレス症状の判断テストを全社員に実施し、かなりのストレスを抱えている状態であれば健康診断を行った医師が社員に知らせ、社員は事業者に医師の面接指導を希望します。

これは従来、長時間労働者 のみがストレス診断の対象 だったものを、すべての労働 者に広げるもので、早ければ 今秋の国会に関連法案を提 出するようです。

### ◆職場前提の課題を 取り除く必要

こういった面接指導などの 取組みと合わせ、企業がメン タルヘルスの問題を未然に 防ぐためには「働き過ぎ」「コ ミュニケーション不足」な ど、職場全体の課題を取り除 く必要があるのではない でしょうか。

# 違法と判断される 不当な「異動・配転」は どのようなものか?

#### ◆事件の概要

先日、上司の行為(取引先の社員を引き抜こうとしていた行為)を社内にある「コンプライアンス窓口」に内部通報したことにより不当な異動(まったく経験のないお野への配置転換)を命じられたとして、現役社員(原告)が勤務先(被告)に異動の無効確認と損害賠償(1,000万円)を求めていた訴訟の控訴審判決がありました。

東京高裁は「業務とは無関係に異動を命じており、人事権の濫用に該当する」として、原告敗訴とした1審判決を破棄し、異動は無効であるとし、会社と上司に220万円の賠償を命じました。

#### ◆不当・違法と判断される ケース

人事権は広く会社に認められていますが、上記のケースの他、どのような人事異動・配置転換が不当・違法であると判断されるのでしょうか。

過去の裁判例では、(1) 業務上の必要性が存在しな い場合、(2) 仮に必要性が存在したとしても他の不当な動機・目的による場合、(3) 労働者に対して通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせる場合等、特段の事情の存する場合においては、人事権の濫用に該当するとしています。

なお、(2)でいう「不当な動機・目的」とは、社員を退職に追い込む目的、上司による嫌がらせ目的等が考えられます。

#### ◆業務の系統を異にする 職種への異動

この他、業務の系統を異に する職種への異動について は、業務上の特段の必要性、 当該従業員を異動させるれる 等段の合理性があり、これら の点につき説明が十分にに同意 れた場合を除いては、会社は した場合を除いては、会社は できないとした裁判例もあり ます。

個々の裁判例は背景にそれぞれ特殊な事情があり、他の同様のケースにもすべて当てはまるわけではありませんが、会社としては、人事異動・配置転換が不当・違法なものと判断されないよう注意する必要があるでしょう。